



近年、大きな問題となってきた教職員のメンタルヘルス保持については、労働安全衛生法で、心の健康に関する意識啓発やメンタルヘルス等の相談窓口の設置と管理職の研修が使用者側に義務づけられています。県教組では組合員の皆様のために相談事業を行っています。個々のケースに合わせてご活用ください。



県教組の相談

ひとりで悩まないで、県教組が助けになる

悩みや困り感を抱える方からのご相談にお応えします。

福井県教職員組合

☎ 0776-23-1887 ☎ 0776-23-2919

✉ kenkyoso@aqua.ocn.ne.jp

嶺南地区の方はこちらでも

☎ 0770-52-1821



直接問い合わせできます

仕事や人間関係、家庭生活における悩み（心の相談）

担当 「ホッとひと息」相談会
県臨床心理士会所属の臨床心理士
(心理相談室「アシスト」)
福井市経田2丁目1601

面談 電話やメールで直接お申し出下さい。

☎ 0776-97-8991
✉ hena8321@hotmail.com

相続・財産等、法規上の悩み（法律相談）

担当 弁護士会所属の弁護士
場所 教育センター相談室
開催 毎月下旬 平日の午後

☎ 0776-23-1887 ☎ 0776-23-2919
✉ kenkyoso@aqua.ocn.ne.jp

※ 電話、FAX、メールで県教組までお申込下さい。

見逃さないで！ 心と体のSOS

詳細や新しい情報はふくい教育新聞でお知らせします

使って活かそう！私達の権利

まずは色々な権利を知ることが大事！

権利リーフレット

FTU

福井県教職員組合
2017年7月発行

これまでの組合運動の成果として、休暇等さまざまな権利を獲得することができましたが、健康に働き続けるため、また、生活を豊かにし、ワーク・ライフ・バランスを実現するためにも、今後はその権利を使って活かすことが必要です。みんなで権利について理解し、だれもが取得しやすい環境づくりを推進していきましょう。また、県教組では、組合員の声を集約し、新たな権利拡充の運動をすすめます。

年次有給休暇 (年休)	「年休」は、学校運営に支障のある場合を除き、教職員が自由に取得できます。年間20日（4月新採用者は15日）取得できます。 「1日・半日・1時間単位」でとれます。 また、翌年（1月1日～12月31日）に20日間まで繰り越すこともできます。
病欠休暇 (病休)	「病休」は、教職員が疾病・負傷のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得できます。連続7日以上（土日含む）だと、医師の診断書等が必要になりますが、7日未満なら不要です。90日以内の病休では、給料は支給されます（有給休暇）し、昇給にも影響はしませんが、90日を越える場合（特定の疾病は180日以内）は、「病欠休職」になります。（悪性新生物・糖尿病・統合失調症等）
特別休暇 (有給)	① 夏季休暇 7月1日～9月30日の期間に5日間取得できます。特に必要があると認められる場合には1日または4時間ごとに分割することができます。
	② 短期介護休暇 負傷、疾病または老齢による要介護者の介護のため、年5日（日、時間単位・要介護者が2人の場合は年10日）取得できます。
	③ 結婚休暇 教職員本人が結婚する日から前5日、後1ヶ月以内に7日まで取得できます。
	④ リフレッシュ休暇 勤続年数に応じて、10年1日、20年3日以内、30年5日以内の休暇を取得できます。分割取得はできません。週休日・休日・代休日除く。
	⑤ ボランティア休暇 社会貢献活動計画書を提出し、無報酬でボランティア活動を行う場合、年間5日以内取得できます。
	⑥ 非常災害休暇 教職員の住居が地震・水害・火災などで被害を受けた場合の復旧作業などのため、7日以内の必要な日数を取得できます。
	⑦ 忌引休暇 教職員の親族が死亡した場合、葬儀・服喪などのために1日～7日取得できます。
	⑧ 生理休暇 生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として連続する2日以内（医師が2日を越える期間必要と認める場合はその期間）取得できます。
	⑨ 骨髄移植休暇 教職員が骨髄液の提供者として検査や入院等が必要なとき、医師の診断書により、必要な期間の休暇を取得できます。
	⑩ 公民権行使等休暇 教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合、取得できます。
	⑪ 父母の祭日休暇 父母の死亡後15年内において年1日以内取得できます。
	⑫ 公務・通勤傷病休暇 公務または通勤による疾病や負傷の場合、医師の診断書により必要な期間、療養のための休暇が取得できます。 この他、「災害時交通遮断休暇」や「通信教育の面接のための休暇」なども有給です。
介護休暇 (無給)	家族が負傷・疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり介護が必要な場合、通算して6ヶ月以内で取得できる休暇です。1日または1時間単位（1日4時間まで）で取得できます。3回を上限として、分割して取得できます。 * 介護休暇（短期介護休暇も含む）の対象 … 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹（別居可）
介護時間 ★新設 (無給)	連続する3年の期間内において、1日に2時間を超えない範囲内で介護休暇を取得できます。